

# 令和8年度 基準品目一覧表

分野	品目	備考	グリーン購入調達基準	目標値	
1 紙類	1	コピー用紙		総合評価値が80以上であること	購入量に対し100%
	2	板目表紙		古紙/パルプ配合率が可能な限り高いもの	
	3	色上質紙		古紙/パルプ配合率70%以上であること。	
	4	インクジェットカラープリンター用塗工紙		古紙/パルプ配合率100%であること	
	5	トイレトペーパー		古紙/パルプ配合率100%であること	
	6	ティッシュペーパー		古紙/パルプ配合率100%であること	
2 印刷類	7	印刷物	封筒・帳票・チラシ・ポスター・パンフレットなど	紙の原料は、可能な限り古紙/パルプ配合率が高いものまたは非木材紙(ケナフ・バガス等)を利用したもの(印刷仕様書に再生・古紙配合に✓が入っていればエコ区分“A”)	購入量に対し100%
3 文具類	共通基準			次のいずれかの要件を満たすこと ・「エコマーク」、「グリーン購入適合商品」、「GPNエコ商品ねっと掲載」等の環境ラベルが、商品またはカタログ等に表示されていること または同等以上であること ・文具類共通基準または個別基準を満たすこと  ※文具類共通基準 【金属を除く主要材料がプラスチックの場合】 プラスチック重量比で再生プラスチック配合率40%以上(ポストコンシューマー素材は20%以上)またはバイオマスプラスチックの使用 【金属を除く主要材料が木製のもの】 間伐材、端材等の再生資源または合法材の使用 【金属を除く主要材料が紙製のもの】 古紙/パルプ配合率50%以上 バージンパルプの合法性の担保 【大部分の材料が金属類の場合】 原材料使用料の削減及び部品等の計量化・減量化 異種材料間の易分解性	購入量に対し100%
	8	シャープペンシル			
	9	シャープペンシル替芯	容器に適用		
	10	鉛筆	軸材		
	11	ボールペン	替芯は対象外、軸・キャップ	芯が交換できること	
	12	蛍光ペン	カートリッジは対象外	詰替え・補充式	
	13	マーカー	カートリッジは対象外、ホワイトボード用、サインペン、マジックを含む		
	14	スタンプ台			
	15	朱肉	補充インクは対象外		
	16	印箱	金属素材の物は対象外		
	17	印鑑(受付印・決裁印等)	補充インクは対象外		
	18	定規			
	19	トレイ(決裁箱等)	引き出し用トレイ除く		
	20	消しゴム	巻紙(スリーブ)・ケースに適用		
	21	ステープラー(ホッチキス)本体	針は対象外		
	22	ステープラー針リムーバー			
	23	連発クリップ(ガチャック)	ガチャ玉は対象外		
	24	修正液	液状品は容器に適用		
	25	修正テープ	交換用テープ、カートリッジは対象外	詰替え式であること	
	26	クラフトテープ(紙ガムテープ)		森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上	
	27	布粘着テープ(布ガムテープ、養生テープ)		テープ基材については再生プラスチックが使用されていること	
	28	両面粘着紙テープ	強力タイプなどの基材が紙ではないものは対象外	森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上	
	29	製本テープ	テープ基材に適用		
	30	ブックスタンド(ブックエンド)	金属素材の物は対象外		
	31	ペンスタンド			
	32	クリップケース			
	33	はさみ			
	34	マグネット(玉、バー)	マグネットフックやクリップは対象外		
	35	テープカッター			
	36	パンチ(手動)			
	37	OAクリーナー(ウエットタイプ)	容器に適用		
	38	ダストブロー		フロン類が使用されていないもの	
	39	レターケース			
	40	メディアケース(CD・DVD・BD用)	厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースのみ対象		
	41	マウスパッド			
	42	カッターナイフ			
	43	カッティングマット			
	44	デスクマット			
	45	OHPフィルム	ラミネートフィルムは対象外		
	46	絵の具	容器に適用		
	47	墨汁	容器に適用		

# 令和8年度 基準品目一覧表

分野	品目	備考	グリーン購入調達基準	目標値	
3 文具類	48	のり(液状、固形、テープ)	容器・ケースに適用 交換用テープ、カートリッジは対象外	詰替え・補充式であること	購入量に 対し100%
	49	綴り込み表紙			
	50	ファイル(クリアフォルダー・クリアファイルを除く)	フラットファイル、パイプ式ファイル、Z式ファイル、とじ具、フォルダー、ポケット式ファイル、用箋挟、図面ファイル等	森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上	
	51	クリアフォルダー・クリアファイル			
	52	ファイリング用品	ファイルの背見出し、仕切り紙、ポケットなど		
	53	バインダー		森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上	
	54	つづりひも		森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上	
	55	カードケース			
	56	事務用封筒(紙製)		森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上	
	57	窓付き封筒(紙製)		森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上 窓部分のプラスチック製フィルムは再生プラスチックを使用しているか、植物を原材料とするプラスチックを使用していること	
	58	ノート		森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上	
	59	タックラベル		森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上	
	60	インデックス		森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上	
	61	パンチラベル			
	62	付箋紙		森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が40%以上	
	63	付箋フィルム			
	64	黒板拭き			
	65	ホワイトボード用レーザー			
	66	額縁			
	67	名札(机上用)・カード立て			
	68	名札(衣服取付・首下げ型)			
	69	チョーク			
	70	ごみ箱		再生プラスチック70%以上	
71	リサイクルボックス		再生プラスチック70%以上		
72	テープ印字機(テブラ)等用カセット				
73	テープ印字機(テブラ)等用テープ				
4 オフィス家具類	共通基準			「エコマーク」、「JOIFAグリーンマーク」、「グリーン購入適合商品」、「GPNエコ商品ねっと掲載」等の環境ラベルが表示されていること または同等以上であること	購入量に 対し100%
	74	いす			
	75	机			
	76	棚・収納用什器			
	77	ローパーティション			
	78	掲示板			
	79	黒板			
80	ホワイトボード				
5 オフィス機器等	共通基準			「エコマーク」、「グリーン購入適合商品」等の環境ラベルが表示されていること または同等以上の基準を満たすこと	購入及び リース機種 更新台数 に対し100%
	81	複合機・コピー機			
	82	プリンタ		調達基準表の「1 紙類」の基準を満たす用紙の使用が可能であること エコマーク認定基準を満たすことまたは同等のものであること	
	83	ファクシミリ			
	84	スキャナ		エコマーク認定基準を満たすことまたは同等のものであること	
	85	ディスプレイ			
	86	パソコン			
	87	プロジェクタ		エコマーク認定基準を満たすことまたは同等のものであること	
	88	シュレッダー		エコマーク認定基準を満たすことまたは同等のものであること	
	89	電子式卓上計算機(電卓)			
	90	トナーカートリッジ		エコマーク認定基準を満たすものまたは同等以上のもの	
	91	インクカートリッジ	インク容器単体は除く	使用済みカートリッジの回収システムがあること	
92	一次電池または小型充電式電池	単1～単4形 マンガン電池・ボタン電池・リチウム電池は除く	一次電池は最小平均持続時間を下回らないこと 小型充電式電池(二次電池)であること		
6 自動車等	93	乗用車	乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5t以下の乗用自動車 普通自動車、小型自動車、軽自動車	電動車等(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車)であること  ハイブリッド自動車は2030年度基準80%達成レベルであること	購入量に 対し100%
	94	小型バス	乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t以下の乗用車	次世代自動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車)または、低排出ガスかつ低燃費(平成27(2015)年度燃費基準達成)	

# 令和8年度 基準品目一覧表

分野	品目	備考	グリーン購入調達基準	目標値	
6 自動車等	95	小型貨物車	車両総重量3.5t以下の貨物自動車	次世代自動車または次の一定の燃費性能を満たす車両 令和4(2022)年度基準90%達成レベル	
	96	バス等	乗車定員10人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車	次世代自動車または一定の燃費性能を満たす車両 (平成27(2015)年度燃費基準5%超過達成)	購入量に 対し100%
	97	トラック等	車両総重量3.5t超の貨物自動車		
	98	トラクタ	車両総重量3.5t超のけん引自動車		
	99	一般公用車用タイヤ	スタッドレスタイヤや特殊車両のタイヤは除く	転がり抵抗係数が9.0以下かつウエットグリップ性能が110以上であること スパイクタイヤでないこと	購入量に 対し100%
7 衣類	共通基準			「エコマーク」「エコ・ユニフォームマーク」「PETボトルリサイクル推奨マーク」等の環境ラベルの表示があること	
	100	職員用事務服	単価契約物品は単価契約一覧表のエコ区分を参照  ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を含まないものは対象外 (例: 革製・ゴム製・ビニール製等は対象外)	次のいずれかの要件を満たすこと ・再生PET樹脂配合率25%以上 ・再生PET樹脂配合率10%以上かつ回収システムの保有 ・故繊維から得られるポリエステル繊維10%以上 ・植物原料の合成繊維が25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ・植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上かつ回収システムの保有	購入量に 対し100%
	101	作業用手袋(軍手)	ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を含まないものは対象外 (例: 革製・ゴム製・ビニール製等は対象外)	次のいずれかの要件を満たすこと ・再生PET樹脂配合率50%以上 ・ポストコンシューマー材料の繊維が50%以上 ・未利用繊維が50%以上 ・植物を原料とする合成繊維が25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上	
	102	靴	安全靴、作業靴		
8 家電製品・照明	103	電気冷蔵庫		省エネ基準達成率100%以上	購入量に 対し100%
	104	電気冷凍庫		冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること	
	105	電気冷蔵冷凍庫			
	106	家庭用エアコンディショナー	冷房能力が28kW以下のものが対象	省エネ法達成率 100%	
	107	業務用エアコンディショナー	冷房能力が28kW(マルチタイプは50.4kW)以下のものが対象	省エネ法達成率 88%以上	
	108	テレビ		エネルギー消費効率(年間消費電力量)が省エネ法トップランナー基準に基づく下記の達成率基準値を満たすこと ・液晶2K未満＝トップランナー基準の100/133(75%程度以上) ・液晶2K以上4K未満＝トップランナー基準達成(100%以上) ・液晶4K以上＝トップランナー基準の100/141(71%程度以上) ・有機EL＝トップランナー基準の100/118(85%程度以上) リモコン待機時の消費電力0.5W以下であること 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること	
	照明 共通基準			「エコマーク」、「グリーン購入適合品」等が表示されているものまたは同等以上のもの	
	109	LED照明器具			
	110	電球形LEDランプ			
	9 防災備蓄用品	111	非常用携帯電源		電気容量が100Wh以上であること 保証期間または使用推奨期限が5年以上であること
112		災害備蓄用飲料水		・賞味期限に係る2段階の判断の基準を満たすこと(基準値1は10年以上、基準値2は5年以上)。 ・名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載があること	
113		アルファ化米			
114		乾パン・保存パン			
115		レトルト食品等		次のいずれかの要件を満たすこと ・賞味期限が5年以上あること ・賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収再利用される仕組みがあること ・名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載があること	
116	備蓄用作業服		再生プラスチックから得られる合成繊維が、繊維部分全重量比で50%以上使用されていること。またはエコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。		
10 消火器	117	栄養調整食品 フリーズドライ食品		賞味期限が3年以上であって、容器、付属の食器及び発熱材等について回収再利用される仕組みがあること 名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造社名等の記載があること	
	118	消火器	粉末ABC消火器	次の要件を満たすこと、または「エコマーク」認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること ・消火薬剤の40%以上が再生薬剤であること ・廃消火器の回収システムがあり、適正処理されるシステムがあること	購入量に 対し100%

# 令和8年度 基準品目一覧表

分野	品目	備考	グリーン購入調達基準	目標値
11 ごみ袋	119 プラスチック製ごみ袋	市指定ごみ袋を除く	次のいずれかの要件を満たすこと ・「エコマーク」認定基準を満たすこと。または同等のものであること ・次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと ア. 植物を原料とするプラスチック25%以上使用(バイオベース合成ポリマー含有率25%) イ. 再生プラスチック40%以上使用 ウ. 上記ア又はイに関する情報が表示されていること エ. プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと	購入量に 対し100%